

四條畷市立田原小学校PTA規約細則

(趣旨)

第1条 この規約は、四條畷市立田原小学校PTA規約の施行について、必要な事項を定めます。

(役員及び会計監査委員の選出)

第2条 役員及び会計監査委員の選出は、次条から第13条までの定めにより行います。

(役員候補者推薦委員会)

第3条 役員及び会計監査委員は立候補並びに役員候補者推薦委員会に於いて推薦した各候補について信任投票により決定する。

2 役員候補者推薦委員会は、役員及び会計監査委員の選挙に関する一切の事務を行います。

3 役員候補者推薦委員会は実行委員会実行委員会から選出された者、並びに本部役員から選出されたもの教職員互選により選出された者をもって組織する。(委員は8名以内とする。)

4 選出時期は、9月～11月の役員会及び実行委員会にて選出する。

5 役員候補者推薦委員会は、委員の中から委員長1名副委員長1名を選出します。

6 役員候補者推薦委員会の委員に欠員が生じた場合は原則として新たな委員の選出は行わないものとします。

7 役員候補者推薦委員会は、その任務が終了したときに解散します。

(告示)

第4条 役員候補者推薦委員会は、役員及び会計監査委員の選挙の告示(様式1)を行います。

2 告示期間は、告示の日から5日間とします。

(立候補)

第5条 役員及び会計監査委員に立候補する者は、告示期間内に立候補届(様式2)を役員候補者推薦委員会に提出するものとします。

(候補者の周知)

第6条 役員候補者推薦委員会は、前条により届け出の者を役員及び会計監査委員の候補者(以下「候補者」という。)として、会員に知らせます。

(選挙)

第7条 選挙は、総会に出席した会員の無記名投票により行います。

(開票)

第8条 候補者は、立会人1名を開票に立ち合わせるものとします。

(当選)

第9条 各役職の候補者が複数の場合は、開票の結果それぞれの最多得票者を当選者として、

2 各役職の候補者が単数の場合は、信任投票により、投票数の過半数の信任をもって当選とします。

(候補者、欠員等について)

第10条 告示期間内に立候補者がいないとき、不信任となった役職がある場合又は役員に欠員が生じた場合は、役員候補者推薦委員会にて推薦及び選任します。

- 2 急な役員の欠員に関しては任期終了後も役員選出協力を要請する場合があります。
- 3 役員候補者推薦委員会の委員に欠員が生じた場合は原則として新たな委員の選出は行わないものとします。ただし、教職員より選出された委員は、この限りではありません。

(候補者の推薦)

第11条 役員候補者推薦委員会は、本人の承諾を得て役職別に定数の候補者を推薦します。

(承認)

第12条 役員候補者推薦委員会は、総会で推薦候補者の承認を求めなければなりません。

(常任委員の選出)

第13条 各常任委員の選出は次のとおりとします。

- (1) 学級委員の委員は全学年より選出します。(委員は12名以内とする。)
- (2) 生活補導委員会の委員は、全学年より各地区〔上田原地区1名、下田原地区1名、緑風台地区1名、さつきヶ丘地区1名、田原台地区各1名(1丁目～9丁目)〕で選出します。(場合により、地区の枠を外して選出する場合もある。)
- (3) 人権啓発委員会の委員は、会長、副会長、地区委員長、生活補導委員長、校長及び教頭とします。

(慶弔規定)

第14条 慶弔内規については、実行委員会で定めます。

(会員)

第15条 本会への入会と退会については、実行委員会で定めます。。

- 1 本会への入会希望者は、入会申込書及び個人情報提供の同意書を提出する。
- 2 本会の退会は次の通りとする。
 - (1) 自動退会・子の卒業・転校または勤務校の異動によって会員資格を失うものは会員資格の消滅をもって退会とする。(退会届の提出を必要としない。)
 - (2) 任意退会、自由意志によって退会するものは退会届を提出する。

(施行期日)

1. この細則は、平成 2年4月 1日から施行します。
2. この細則は、平成 5年4月 1日から施行します。
3. この細則は、平成 7年4月 1日から施行します。
4. この細則は、平成 8年4月 1日から施行します。
5. この細則は、平成 9年4月 1日から施行します。
6. この細則は、平成 10年4月 1日から施行します。
7. この細則は、平成 11年4月 1日から施行します。
8. この細則は、平成 14年5月23日から施行します。
9. この細則は、平成 15年3月 5日から施行します。
10. この細則は、平成 16年3月10日から施行します。
11. この細則は、平成 19年3月10日から施行します。
12. この細則は、平成 22年3月 4日から施行します。
13. この細則は、平成 25年6月 5日から施行します。
14. この細則は、平成25年9月18日から施行します。ただし、第10条第1項の改正規定は、平成26年3月に行われる定期総会におけるPTA規約改正の承認をもって、平成26年4月1日から施行します。
15. この細則は、平成27年4月1日から施行します。
16. この細則は、平成28年4月1日から施行します。
17. この細則は、平成29年4月1日から施行します。
18. この細則は、平成31年(2019年)3月2日から施行します。
19. この細則は、令和5年(2023年)3月4日から施行します。
20. この細則は、令和6年(2024年)4月1日から施行します。

様式 1

四條畷市立田原小学校 P T A 役員及び会計監査委員選挙の告示

田原小学校 P T A 役員候補者推薦委員会会長

四條畷市立田原小学校 P T A 役員候補者推薦委員会は、四條畷市立田原小学校 P T A 規約細則第 4 条の規定に基づき、年 月 日から年 月 日までの間を選挙告示期間として、田原小学校 P T A 役員及び会計監査委員の立候補届を受け付けます。

年 月 日

様式 2

四條畷市立田原小学校 P T A 役員及び会計監査委員立候補届

立候補者氏名 印

児童学年組 年 組

四條畷市立田原小学校 P T A に立候補しますので届け出ます。

年 月 日

四條畷市立田原小学校 P T A 役員候補者推薦委員会会長 様